

## 平成 19 年度における意見公募手続等の施行の状況について（ポイント）

平成 21 年 3 月

1 行政手続法に基づく意見公募手続(1) 実施件数

平成 19 年度における行政手続法に基づく意見公募手続等の実施件数は、839 件（18 年度：761 件）であり、その対象となり公布・決定等を行った命令等の数は、1,483（18 年度：1,374）。

(2) 意見提出期間

全体の 93.1%に当たる 781 件で 30 日以上の日数が確保されており、概ね行政手続法の原則に沿った意見提出の機会が確保されている。

（18 年度：意見提出期間が 30 日以上であるものは、全体の 93.8%に当たる 714 件）

(3) 提出意見数

提出意見の総数は、36,500。1 案件当たりの提出意見数は、約 44。（18 年度：提出意見総数は、16,058。1 案件当たり約 21）

(4) 意見考慮期間

意見提出期間終了から命令等の公布・決定等までの期間が 5 日以上の場合は、全体の 94.0%に当たる 787 件。

（18 年度：公布・決定等までの期間が 5 日以上の場合は、全体の 92.6%に当たる 697 件）

なお、公示手続上の誤りにより、意見提出期間終了前に命令等が公布・決定等された案件が 1 件（0.1%）あった。（ただし、30 日間の意見提出期間は確保されており、提出意見はなかった）

(5) 提出意見の反映状況

提出意見が反映された案件は、意見提出があった案件の 28.8%に当たる 131 件。（18 年度：25.3%）

(6) 結果公示までの期間

命令等の公布・決定等から結果公示までの期間が5日未満の案件は、全体の79.7%に当たる614件。

(18年度：結果公示までの期間が5日未満の案件は、全体の80.7%に当たる535件)

※ 本調査の調査期間中に、提出意見を十分に考慮していることにつき一般から疑念を持たれることになりかねない案件、命令等を制定してから長期間にわたり結果公示が実施されていない案件が見られたことから、平成21年2月13日に各府省等に対し通知を  
発出し、制度の適切な運用に努めるよう注意喚起。

## 2 任意の意見募集手続

### (1) 実施件数

平成 19 年度における行政手続法に基づかない事項についての任意の意見募集手続の実施件数は、531 件（18 年度：397 件）。

### (2) 意見募集期間

行政手続法の原則に準じて 30 日以上意見募集期間を設定しているものが、全体の 77.2%に当たる 410 件。

（18 年度：意見募集期間が 30 日以上であるものは、全体の 69.0%に当たる 274 件）

### (3) 提出意見数

提出意見の総数は、39,822。1 案件当たりの提出意見数は、約 75。（18 年度：提出意見総数は、18,967。1 案件当たり約 48）

### (4) 提出意見の反映状況

提出意見が反映された案件は、意見提出があった案件の 49.3%に当たる 149 件。（18 年度：51.7%）